

# 独立行政法人経済産業研究所保有個人情報の開示実施の方法及び開示に係る手数料に関する規程

〔平成17年4月1日  
規程第33号〕

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という）に基づき、保有個人情報の開示の方法及び開示請求に係る手数料に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）における「法人文書」とは、独立行政法人経済産業研究所法人文書管理規程（規程第25号）第4条第1号に定める文書をいう。

## 第2章 法人文書の開示方法

### (法人文書の開示方法)

第3条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- 一 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）当該文書又は図画（法第24条第1項ただし書きの規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの）
- 二 マイクロフィルム当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものただしこれにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1番（以下「A1判」という）以下の大きさの用紙に印刷したもの
- 三 写真フィルム当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る以下同じ。）に印画したもの
- 四 スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第四号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- 一 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）当該文

- 書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
- 二 「マイクロフィルム」(当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番。以下A4判という。)の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難しい場合にあってはA1判A2判又はA3判の用紙に印刷したもの
- 三 写真フィルム当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
- 四 スライド当該スライドを印画紙に印画したもの
- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- 一 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ)又は録音ディスク次に掲げる方法
- イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付
- 二 ビデオテープ又はビデオディスク。次に掲げる方法
- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
- 三 電磁的記録(前2号、次号又は次項に該当するものを除く。)次に掲げる方法であって、研究所がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。次号において同じ)により行うことができるもの
- イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- ロ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る)により再生したものの閲覧又は視聴
- ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- ニ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る)に複写したものの交付
- ホ 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6241又はX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る)に複写したものの交付
- 四 電磁的記録(前号ニ又はホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)次に掲げる方法であって、研究所がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
- イ 前号イからハまでに掲げる方法
- ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ(日本工業規格

X 6 1 0 3、X 6 1 0 4又はX 6 1 0 5に適合する長さ 731.52 メートルのものに限る)に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格 X 6 1 2 3、X 6 1 3 2若しくはX 6 1 3 5又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という) 1 4 8 3 3、1 5 8 9 5若しくは1 5 3 0 7に適合するものに限る。)に複写したものの交付

ニ 当該電磁的記録を幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格 X 6 1 4 1若しくはX 6 1 4 2又は国際規格 1 5 7 5 7に適合するものに限る。)に 複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格 X 6 1 2 7、X 6 1 2 9、X 6 1 3 0又はX 6 1 3 7に適合するものに限る。)に複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

### 第3章 法人文書の開示に係る手数料

(手数料)

第4条 法第 26 条第 1 項に定める開示請求をする者が納付しなければならない手数料(以下単に「手数料」という)の額は、開示請求に係る保有個人情報記録されている法人文書 1 件につき 300 円とする。

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を 1 件の法人文書とみなす。

一 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

(手数料の納付方法)

第5条 手数料の納付の方法は、現金による納付又は銀行振込による納付しなければならない。

(手数料の收受方法等)

第6条 個人情報保護窓口における手数料の收受等は開示請求書を受け付けると同時に現金を收受する方法又は銀行振込により納付されたことが確認できる書類の確認により行う。

- 一 担当者は、現金を収受した時に領収書を発行する
- 二 銀行振込により納付される場合には財務・経理担当が入金を確認、金伝票を作成し入金日ごとに窓口担当者に通知する
- 三 前項の通知を受け、窓口担当者は個別入金リストを作成するとともに、領収書を発行する

(手数料が未納の場合)

第7条 手数料の納付がない場合には、開示請求をする者に連絡をとり、原則として開示請求書を返戻するとともに、所要の手数料額を納付する等の手続を求めるものとする。

(手数料が不足の場合)

第8条 手数料の納付の額が不足している場合には、前条と同様の手続により、開示請求をする者に連絡をとり、不足額を追納するよう求めるものとする。

(手数料が過納の場合)

第9条 手数料の納付において過納が生じた場合には審査手続を開始した上で、後に還付事務手続をとることとする。

(納付手数料の取り扱い)

第10条 正当な手続により既に納付された手数料については、前条の過納の場合を除き、いかなる場合にも返還しない。

(送料の納付)

第11条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者が保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求める場合には、当該送付に要する費用(以下「送料」という)に相当する現金又は郵便切手の納付を求めるものとする。

- 一 窓口担当者は保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を行う場合には送料に相当する現金又は郵便切手を受領した上で、保有個人情報が記録されている法人文書の写しを送付するものとする
- 二 現金又は郵便切手が未納の場合には、開示を受ける者に連絡し、送料に相当する現金又は郵便切手の納付を求めることとする。この場合において、送料に相当する現金又は郵便切手が納付されない限り、保有個人情報が記録されている法人文書の写しを送付しないものとする
- 三 納付された現金又は郵便切手に不足がある場合には、前条と同様に不足の現金又は郵便切手の納付を求めることとする。この場合において、不足の現金又は郵便切手が納付されない限り保有個人情報が記録されている法人文書の写しを送付しないものとする。ただし、開示を受ける者が、不足の現金又は郵便切手の納付をしない場合であっても、納付された現金又は郵便切手の額分の送料に相当する保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めてきた場合には、この限りでない

四 納付された現金又は郵便切手が過納であった場合には、現金については過納分を返還するが、郵便切手については送付されてきた切手が複数枚で、かつ保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送料に相当する分に郵便切手を分離できる場合には分離し、余った郵便切手は保有個人情報が記録されている法人文書の写しを送付する際に返還することとし、分離が不可能である場合には分離せずに使用することとする

附 則（平成 17・3・31 独経研第 2 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。